

## 1. 議事日程

(平成18年第2回安芸高田市議会6月定例会第12日目)

平成18年6月23日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発議第3号 地方の道路整備の促進に関する意見書について
- 日程第3 議案第67号 安芸高田市助役定数条例
- 日程第4 議案第68号 安芸高田市収入役の事務の兼掌に関する条例
- 日程第5 議案第69号 安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第6 議案第71号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第72号 安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 日程第8 議案第73号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第74号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第75号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第11 同意第3号 安芸高田市助役の選任の同意について
- 追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出の承認について

## 2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	青原敏治

12番	金 行 哲 昭	13番	杉 原 洋
14番	入 本 和 男	15番	山 本 三 郎
16番	今 村 義 照	17番	玉 川 祐 光
18番	岡 田 正 信	19番	渡 辺 義 則
20番	亀 岡 等	21番	藤 井 昌 之
22番	松 浦 利 貞		

3．欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 小 野 剛 世

4．会議録署名議員

7番 塚 本 近 8番 赤 川 三 郎

5．地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	杉 山 俊 之
福祉保健部長兼	廣 政 克 行	財 政 課 長	垣 野 内 壮
福祉事務所長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
建設部長	沖 野 清 治	消 防 長	竹 川 信 明
兼公営企業部長	岡 田 敦 男	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
教 育 次 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	宍 戸 邦 夫
八千代支所長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
高 宮 支 所 長			
向 原 支 所 長			

6．職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 おはようございます。  
時間が参りました。  
ただいまの出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、  
7番、塚本近君、8番、赤川三郎君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 発議第3号 地方の道路整備の促進に関する意見書  
について

松浦議長 日程第2、発議第3号、地方の道路整備の促進に関する意見書につ  
いての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 渡辺義則君。

渡辺議員 おはようございます。

発議第3号、地方の道路整備の促進に関する意見書について提案理  
由を申し上げます。

道路は、国民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフ  
ラであります。その整備は全国民が長年にわたり熱望しているところ  
であります。

本市は、平成16年3月に合併し、3年目を迎えているところであ  
りますが、少子・高齢化が進展している中、一定のまとまりを持った  
自立圏域として、新たな活動を創造していくためには、道路整備は是  
非とも必要であります。特に地域内外の交流と連携を支える地域高規  
格道路「東広島高田道路」や「国道54号可部バイパス」などの広域  
的な道路網から、教育・医療・福祉といった住民生活を支える道路整  
備まで、道路整備は本市の極めて重要な課題となっております。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直し  
の作業が進められておりますが、道路整備に対する国民の要求は依然  
として高いところを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られ  
るよう、意見書を提出するものであります。

何とぞ議員の皆様のご理解をいただき、ご決議賜りますよう、よろ  
しく願いたいし、提案理由の説明といたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

松浦議長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第3号、地方の道路整備の促進に関する意見書について  
の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第3 議案第67号 安芸高田市助役定数条例
- 日程第4 議案第68号 安芸高田市収入役の事務の兼掌に関する条例
- 日程第5 議案第69号 安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに伴う関係条例の整理に関する条例

松浦議長 日程第3、議案第67号から日程第5、議案第69号を一括議題といたします。

本3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

熊高総務企画常任委員長 議長。

松浦議長 総務企画常任委員長 熊高昌三君。

熊高総務企画常任委員長 平成18年6月12日付けで、総務企画常任委員会に付託されました、議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました、議案第67号、安芸高田市助役定数条例から、議案第69号、安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに伴う関係条例の整理に関する条例の3件の議案につきまして、6月19日に関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

議案3件についての質疑は、収入役を廃止し副市長を2人置くことで、こういった行政効果があるのかといったものや、なぜこの時期に国の制度に前倒しして取り組む必要があるのかといった内容が主なものでございましたが、審査の結果、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告を終わります。

松浦議長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

岡 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

18番 岡田正信君。

まず、本論に対する反対討論の発言を許します。

岡 田 議 員

18番、岡田です。

総務委員会の報告では多少質問なり行政効果などが、主な内容というふうに報告されましたが、私も傍聴しとりましたからその件はわかってるわけですが、当初の本会議でも市長に対しまして、提案の理由の中で質問いたしましたように、市長自身は2人制を当初から思っておった。ただ、この時期にやるのは、法律の改正と情勢の変化ということが言われたと思います。確かに情勢の変化は2年経ちますから変わっております。しかし、この2人制にするのに、この2年間経って、現に収入役を、新しい法律では副市長というように命名するそうでございますが、本人がおられるなかでなかなか言いにくいんですが、行政効果ということと言われました、果たして今の時期にそういうことが対外的にはある程度あるかもわかりませんが、職員の中で私はマイナスの方が大きく出るのではないかと。こういうことを私は思ったわけですよ。報酬の金額の問題では、財政上そういう大きな問題はないと思いますけども、市長が2人体制の助役、つまり副市長制度をしいたときに、この時期では効果も残すところわずかな中で、非常にメリットが少ない。むしろ先ほど言いましたように、市長の思いよりは職員の中での混乱の方が私は大きいと思います。言うなれば、そういうことをするんなら、支所長の部長制とか、あるいは現にしかれとる支所長の問題。吉田にはないんですから。そういうことも含めてこの2人体制をするということがないのですから、私は情勢の変化は市長の思いの変化は、行政効果だけではないんじゃないかと、私は念を強くいたしますので、反対いたします。

松 浦 議 長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

入 本 議 員

議長。

松 浦 議 長

賛成討論ですか、反対討論ですか。

入 本 議 員

賛成でございます。

松 浦 議 長

14番 入本和男君。

入 本 議 員

本案について賛成討論するわけですが、支離滅裂と思われる経過もあるかも知れませんが、特に、委員会においてはいろいろな総合的な観点から、私もこの件については一考したわけでございますが、ようは言うても合併協定書についても、行政改革総合計画等も手付か

ずのところ非常にたくさんあると。その中で、時期は逸したといえ、ここで市長が2人助役制を当初の念願をここで実施されたいということは、勇気のある行動だと私は冷静に判断した結果でございます。

そういう意味を持ちまして、企業誘致、また部長制、支所長制、合併協定書、総合計画、行政改革等の行政効果を今後、十二分チェックさせていただくというかたちで、賛成いたします。

松浦議長

他に討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

今村議員

議長。

松浦議長

16番 今村義照君。

今村議員

議案第67号でございますが、本案件は助役の定数を2名とする条例改正案でございます。その提案理由として、合併し、広域化に伴い、事務事業が多岐にわたり重要課題の増加に対応すべく組織機構の再編成上必要な改正案ということで上程をされております。しかしながらその前に、機構改革に組織替えをするよりも、現在の組織の中で機構の機能を高め、進めることが先決ではないかという観点に立って反対討論をいたすものでございます。

第28次地方制度調査会、地方の自主性、自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申が17年12月の9日に総理に示されたことに端を発しまして、その中で地方自治制度の弾力化を推進する手段として、長の補助機関のあり方として長を支えるトップマネジメント体制の見直しの一方策として収入役を廃止し、長の補佐などの現行の職務のほか、長の権限の委任を受け自らの権限と責任において事務の処理に当たるといえることができるということにしたものでございます。

しかしながらこの調査会の第一義とするところは、地方の自主性、自律性の拡大と地方自治をいかに進めるかということが、最大の狙いだというふうに私は考えるわけでございます。

全国1,821自治体の規模能力は合併により相当拡大化され、安芸高田市も例外ではありませんが、その平均人数は65,234人というふうになっております。本市はその規模を見た場合に、約半分であります。平均以上なら長の補助機関の増強の意味で副市長たる助役が2名必要でしょうが、今はせっかく策定された行財政改革大綱の推進並びに、財革集中プランの総合的具體化に、いかに早期に取り組み、より安芸高田市独自の住民自治を強力なかたちでトップマネジメントの力を発揮をすることが先決だと思っております。このことによって児玉イズムを庁内に徹底させ、そのことを市民に示すことが先決であるというふうに考えるわけでございます。

このことは助役の2名制による組織機構の問題ではなくて、合併によって、先ほども出ておりましたが、せっかく部制と支所の組織ができたわけでございますので、部長に権限を与え、さらに責任をより明確にし、そのことを有機的に連携させ執行力を強めることと、一方で

は行政組織はスリムに、というのは市民の願いであり、組織がいかに総合的に事務事業を執行するか、その機能を高めることが先決だと思うわけです。

かかる観点から言えば助役2人制は組織に屋上屋を重ね、もったいないという考えになるのでございます。

よってこの助役定数条例に反対するものでございます。

議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

次に賛成討論ありますか。

議長。

15番 山本三郎君。

はい。このたびの助役の2人制の提案につきまして、私は賛成をするものでありますが、まず当初合併をいたしました72名数名の議員がおられましたときに、私は一般質問におきまして、市長の今後の改革あるいは、行政機構、いろいろすべてにつきまして、まず第1歩から思い切ってされるべきではないかということ、一般質問で市長の姿勢をたどしました。その席で市長は6町が合併をいたしまして、一応6町の全体が十分把握でき、そして、今の段階で大鉈を振るということは、非常に市民に対して危険性もあるので、その時期を待ってその大きな機構改革並び、行政改革をしたいというような答弁をいただきまして、そういうことを当初私が質問したときに市長の答弁で考えておりますと、今ようやく、我々残すところ2年余りの議員の任期でありますけれども市長はここにおいて、ようやく決断をする時期が到来したと、私はこのたびの2人制の助役の選任の提案につきまして、市長の姿勢に賛成をするものでございます。

特に、今安芸高田市で非常に財政難、あるいはいろいろ財政状況をにらみましたときに、市長の姿勢におきまして、助役を2人制にし、そして内部のことそして、外のことをしっかりと、この安芸高田市の将来を見すえる大きな柱を基盤にしていきたいということは、非常に求められておるところが、私はこれから安芸高田市の将来像に、ぜひ必要なことであり、今の時期にこの体制を整え、19年度に組織を機構をきちっと捉えていくのが最適な時期だと、私捉えておりますので、市長のこれからの方向性に期待をして、賛成するものであります。

以上であります。

他に討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。続いて、採決に入ります。

本3件につきましては、反対討論もありますので議案ごと採決をいたします。

これより議案第67号、安芸高田市助役定数条例の件を起立により採決いたします。

松 浦 議 長  
山 本 議 員  
松 浦 議 長  
山 本 議 員

松 浦 議 長

松 浦 議 長

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。  
よって本案は、原案のとおり可決をされました。  
これより議案第68号、安芸高田市収入役の事務の兼掌に関する条例の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。  
よって本案は、原案のとおり可決をされました。  
これより議案第69号、安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに伴う関係条例の整理に関する条例の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。  
よって本案は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第6 議案第71号 安芸高田市税条例の一部を改正する  
条例

日程第7 議案第72号 安芸高田市障害認定審査会の委員の  
定数等を定める条例

日程第8 議案第73号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の  
一部を改正する条例

日程第9 議案第74号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支  
給条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第75号 安芸高田市重度心身障害者医療費  
支給条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長

この際、日程第6、議案第71号から日程第10、議案第75号まで5件を一括議題といたします。  
本5件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

今 村 議 員

議長。

松 浦 議 長

文教厚生常任委員長 今村義照君。

今村文教厚生常任委員長

ご報告を申し上げます。



平成18年6月12日に付託されました議案第71号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例から、議案第75号、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例までの、5件の議案につきまして、6月20日に関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されました点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分に反映されますよう望み報告を終わります。

松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

議案第75号、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の件につきましては、委員会において反対もあったようでありますので、単独採決といたします。

まず議案第71号から、議案第74号までの4件を一括して採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって、原案第71号から議案第74号までの4件は、原案のとおり可決をされました。

次に議案第75号、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第11 同意第3号 安芸高田市助役の選任の同意につい

て

松 浦 議 長

日程第 1 1、同意第 3 号、安芸高田市助役の選任の同意についての件を議題といたします。

藤川幸典君の退場を求めます。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長

議長。

松 浦 議 長

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議長。同意第 3 号、議案名が安芸高田市助役の選任の同意についてでございます。

本件は、地方自治法第 1 6 2 条の規定に基づき、助役の選任の同意を求めるものでございます。

関連条例につきましては、既に定例会開会時に提案し、総務企画常任委員会でご審議のうえ、先ほど議決をいただいたところでございます。本市に収入役を置かず、助役を 2 名制とし、さらにその呼び名を副市長とすることで、名実ともに改革を進める第一歩としたいと考えております。

ついでには、すぐれた行政経験と見識を有しておられます、藤川幸典さんがこれらの改革を進める上で必要不可欠な人材であり、助役として適任であると確信し、議会の同意を求めるものでございます。

なにとぞ、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより同意第 3 号、安芸高田市助役の選任の同意についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。  
暫時休憩いたします。

~~~~~

午前 10時26分 休憩  
午前 10時29分 再開

~~~~~

松浦議長

それでは再開いたします。

ただいま議会運営委員長及び各常任委員長並びに吉田少年自然の家調査特別委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き審査終了まで継続審査したい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続審査の申し出の承認についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~

松浦議長

追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出の承認についての件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに吉田少年自然の家調査特別委員長からの、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することに決定しました。

~~~~~

松浦議長

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

~~~~~

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員